

第 47 回世界遺産委員会決議案（知床） 和文（仮訳）

WHC/25/47.COM/7B

7. 知床（日本）(N 1193)

世界遺産一覧表記載年：2005

クライテリア：(ix)(x)

危機遺産一覧表記載年：該当なし

以前の委員会決定のウェブページ：<https://whc.unesco.org/en/list/1193/documents/>

国際援助：

要請承認件数：0 承認合計金額：USD 0

詳細 <https://whc.unesco.org/en/list/1193/assistance/>

UNESCO 外部資金援助：該当なし

以前に実施されたモニタリング・ミッション（現地調査）：

2008 年 2 月：世界遺産センター／IUCN 合同リアクティブ・モニタリング・ミッション

2019 年 9 月：IUCN 諮問ミッション

以前の報告で特定された資産への影響要因：

- ・管理活動（トド西部亜種（Western Steller sea lion）の個体群管理）
- ・水産養殖（近隣締約国との連携・協力を含む、商業漁業の管理）
- ・その他の気候変動の影響（気候変動により予測される影響）
- ・生物種の過剰個体数（森林、より広い意味では植生の再生に影響を与えているシカの過剰な生息密度）
- ・観光／訪問者／レクリエーションの影響
- ・水関係インフラ施設（河川工学、特に、大規模なサケ科魚類の遡上を含む魚類の回遊を阻害または制限しているダム）
- ・管理制度／管理計画（観光及び訪問者管理）

説明資料のウェブページ：<https://whc.unesco.org/en/list/1193/>

現在の保全上の課題

2024 年 6 月 21 日、世界遺産センターは、資産内の携帯電話通信基地局と太陽光発電施設の建設に関する第三者から寄せられた懸念事項を当該国に通知した。当該国は 2024 年 8 月 30 日に回答を提出した。

2024 年 11 月 29 日、当該国は資産の保全状況に関する報告書を提出した。当該報告書は次の URL にて入手可能であり <https://whc.unesco.org/en/list/1193/documents/>、以下の情報が含まれている：

- 知床世界自然遺産地域・気候変動に係る順応的管理戦略は、2024年に策定された（報告書に添付）。気候変動が顕著な普遍的価値（OUV）の属性に及ぼすと予想される影響を考慮し、適応策を特定することが報告されている。
- トド（*Eumetopias jubatus*）を管理するための管理基本方針（BMP）は、漁業被害の軽減とトド個体群の保全を目的として、2024年に改定された。BMPは、日本に来遊するすべてのトドを対象としており（2014年に公表された当初のBMPでは除外されていた根室海峡を含む）、オホーツク海と千島列島の2つの繁殖個体群に対する採捕制限は、各個体群の個体群動態モデルに基づいて「生物学的潜在除去可能レベル」以下に設定され、過去の過剰捕獲に対処して、採捕が予防原則に基づくとともに適応的管理によって実施されることを保証するものである。
- 一部の海鳥（ウミウ、ウミネコ、オオセグロカモメ）の個体数が半減した潜在的な原因は、継続的なモニタリングを通じて特定される。
- 本資産の第2期長期モニタリング計画（LTMP）（報告書に添付）は2024年に改訂され、資産の管理計画に沿った順応的管理のために、遺産価値の現状を評価・査定に必要なモニタリング指標の概要が示された。
- 河川生態系に関連する2019年のIUCN諮問ミッションの勧告については、ルシャ川の改善に向けた様々なモニタリング対策が継続されていること、上流域からの流木が河川の自然地形により捕捉され、その捕捉方法の有効性がモニタリング・調査されること、サケ科魚類の遡上ルートとしての河床路の利用を含む、魚類の遡上に関する様々なモニタリング対策が継続されること、などが挙げられている。

2025年4月8日、当該国は世界遺産センターとIUCNに対し、携帯電話通信基地局の建設計画が中止されたことを通知した。

世界遺産センター及びIUCNの分析と結論

気候変動の影響がより大きな懸念を生み出していること、また気候変動の影響をモニタリングするためのデータが不足していることを想起すると、OUVへの予想される気候変動の影響を考慮し、適応策を特定するために、資産の順応的管理戦略が最終化されたことは歓迎される。また、2022-2032 LTMPの改訂が完了し、今後10年間、資産の管理計画に沿ったモニタリングの指針となることが意図されていることや、LTMPが、要請されたように、サケ科魚類、海鳥類、海生哺乳類などのOUVの属性を含む、クライテリア(x)のもとでの様々な生物多様性の価値への言及を含んでいることも評価できる。当該国には、保全状況をモニタリングし、OUVの保護を確実にする管理決定に情報を提供する長期的アプローチの一環として、戦略とLTMPの効果的な実施を確保することが勧告される。

トドの2つの繁殖個体群について個体群動態モデルが開発され、それがBMPの改定に反映されたことは評価できる。このBMPは、日本に来遊するすべてのトドを対象とする（以前は管理対象から除外されていた個体群も含む）と報告されており、トド個体群を保全しながら漁業への被害を軽減することを目的としている。IUCNの種の保存委員会に諮問した

かどうかは不明だが、これらのモデルが、本種の個体数減少をもたらした過剰採捕に対処するため、「生物学的潜在除去可能レベル」を下回ると考えられるレベルでの採捕制限の設定に反映されたことは評価できる。当該国には、持続可能な漁業管理措置が、OUVの属性である種の長期的な保全を確実にするために、科学的な個体数データから引き続き情報を得ていることを保証することが勧告される。

以前報告された、登録時からの特定の海鳥の個体数半減の原因を特定するという当該国の意向に留意する。次回の保全状況報告書にその結果を盛り込み、必要に応じてその原因に対処することが勧告される。

地形、サケ科魚類の遡上、産卵、稚魚のモニタリングや、流木の考慮、サケ科魚類の遡上経路を妨げないようにすることなど、2019年の諮問ミッションに対応した河川生態系のモニタリングと改善に関するさまざまな取組が継続されていると報告されていることに留意し、今後も継続されるべきである。

電力供給施設（ソーラーパネルと蓄電池を含む 6,946 m²）、モノレール、埋設パイプを含む予定であった知床半島における携帯電話インフラ建設が中止されたことに留意する。当該国は、資産内またはその周辺における将来の開発について、いかなる進行の決定がなされる前に、提案されているインフラが OUV に及ぼす潜在的な影響を、「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット」に沿ってまず評価することを再認識すべきである。

決議案：47 COM 7B.7

世界遺産委員会は、

1. 文書 WHC/25/45.COM/7B を検討した上で、
2. 第 41 回委員会会合（クラクフ、2017 年）、第 43 回委員会会合（バクー、2019 年）、第 44 回委員会拡大会合（福州／オンライン、2021 年）及び第 45 回委員会拡大会合（リヤド、2023 年）で採択された決議 41 COM 7B.30、43 COM 7B.10、44 COM 7B.186 及び 45 COM 7B.84 を想起し、
3. 気候変動が同資産の顕著な普遍的価値（OUV）に及ぼす影響に対処するための気候変動に係る順応的管理戦略の最終化を歓迎し、当該国に対し、気候変動の影響に関する長期的なモニタリングや同資産の OUV の継続的な保護を含め、その実施のために十分な資源の配分を確保するよう要請する（request）；
4. また、トド（*Eumetopias jubatus*）を管理するための管理基本方針が、オホーツク海と千島列島の2つの繁殖個体群の新たな個体群動態モデルに基づいて改訂されたこと、採捕レベルがトドの個体群を保全すると考えられる制限内に設定されたことを歓迎する。また、当該国に対し、必要に応じてIUCN種の保存委員会と協議し、OUVの属性としての種の長期的な保全を確保するために、予防的で順応的であり、科学的な個体数データから継続的に情報を得ることができる持続可能な漁業管理アプローチを引き続き実施するよう要請する（request）；

5. 資産登録以来、一部の海鳥の個体数が半減したと報告された原因については、継続的なモニタリング努力を通じて特定されることに留意し、さらに当該国に対し、OUVの重要な属性である種を維持するため、その結果を報告し、必要に応じて原因に対処するよう要請する (request)；
6. 資産に関する長期モニタリング計画 (LTMP) の改訂が完了したこと、改訂された2022-2032 LTMPが、サケ科魚類、海鳥類、海生哺乳類などのOUVの属性を含む、クライテリア (x) の下での様々な生物多様性の価値への言及を含むことに謝意をもって留意し、さらに当該国に対し、保全状態をモニタリングし、OUVの保護を確保する管理決定に情報を提供する長期的アプローチの一環として、LTMPを実施するよう要請する (request)；
7. また、河川生態系のモニタリングと改善を含む、2019年IUCN諮問ミッションの勧告に対する当該国の継続的な対応に留意し、当該国がこれらの行動を引き続き実施することを奨励する (encourage)；
8. さらに、知床半島で報告されていた携帯電話インフラ建設が中止されたことに留意し、当該国に対し、資産内またはその周辺における将来の開発提案について、いかなる進行の決定がなされる前に、OUVへの潜在的な影響を評価するため、「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット」に沿った環境・社会影響評価を確実に行う必要があることを喚起する (remind)；
9. 最後に、当該国に対し、2027年12月1日までに、世界遺産センターとIUCNによるレビューため、資産の保全状況と上記の実施状況に関する最新の報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する (request)。